意見陳述書

2015 (平成27) 年12月18日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告 伊東 達 也

1 はじめに

私は、福島第一原発から約40km離れたいわき市の平に住んでいます。福島原発事故の前から長い間、原発をなくそうと取り組んでおり、2006(平成18)年からは「原発問題住民運動全国連絡センター」の筆頭代表委員を務めています。

スリーマイル島やチェルノブイリ原発を視察するなどし、政府と電力会社が安全神話を進める日本では事故発生の危険が迫っていると考え、「原発大事故 次は日本」と題したパンフレットを作って国民に訴えてきました。とうとうその通りになってしまいました。

2 東日本大震災と福島原発事故

巨大地震発生の翌3月12日夕方、全町民避難となった楢葉町から「社会福祉 法人希望の杜福祉会」の理事である早川篤雄さんが12人の障害者を連れて我が 家に避難してきました。

「希望の杜福祉会」は、障害者の自立を目指す団体で、私も理事を務めています。避難してきたのは、「希望の杜福祉会」が運営する楢葉町内の4つの施設に通う障害者のうち、身寄りのない方々でした。

私の自宅隣にある「けやき共同作業所」をはじめ、いわき市内の7つの施設に

も、すでに親が亡くなっている方など親元に帰すことの出来ない障害者の方が1 3人もいることが判明しました。

結局、私たち家族は、その作業所と我が家などで、合計25人の障害を持つ人々と一緒に籠ることになりました。ほとんどが精神障害者で、半月の間、私は、法人職員らと一緒に水や食料、ガソリン、薬の確保などのため、必死の取組をせざるを得なくなりました。

その後、この25人のうち2人が亡くなってしまいました。痛恨の極みです。

また、私は、「浜通り医療生協」の理事長も務めています。海岸線近くの小名浜に、129床の病院と外来クリニック、8つの高齢者施設があり、多くの社会的弱者を抱えていました。ここでは、「希望の杜福祉会」以上の、より大がかりな物品の確保の対応にあたらなければなりませんでした。

職員も、家を津波で失うなど自ら被災していました。その上に、放射性物質が 飛散したことが伝わるや、小さな子どもを抱える看護師やヘルパーなど若い職員 を中心に、避難のため出勤が困難となりました。

こうして患者さんを守ることと職員やその家族を守ることを両立させなければ ならないという難題にぶつかり、私は、苦境に追い込まれていきました。

さらに、3月15日になると、私の自宅の電話が早朝から深夜までひっきりなしに鳴るようになりました。私が原発や放射能の問題に以前から取り組んでいることを知っている住民の方々から、「このまま自宅に留まっていいのか」「避難すべきなのか」という質問が多く寄せられ、私はそれにうまく答えられず、次第に自信を失いました。特に、余震が続く深夜に震えるような声での問い合わせには、私までもが一緒に心臓の鼓動が高まり、自分を見失うような心境でした。

私は、それまで、事故が起こる可能性を常に警戒し、警告してきたつもりです。 ところが、いざ事故が起きてしまうと、私自身がパニックに陥ってしまったので す。頭も体も疲れ切っているのに夜は眠れず、私は一生のうちで最も精神的に追 い詰められた日々をしばらく送らざるを得ませんでした。

3 現在の福島

このような時期を乗り越えながらも、その後の日々は被害救済の問題に忙殺されながら今日を迎えています。

福島県内のあらゆる産業と県民生活のあらゆる面に深刻な被害をもたらした原発事故の発生から4年9ヵ月が経ちましたが、福島は依然として苦悩の中にあります。

避難区域を持つ11市町村は8市町村に、役場を他の自治体に移動した町村が9町村から6町村に減り、避難区域も縮小しています。それでも人が住んでいない面積は824kmで、佐賀市の約2倍の広さに匹敵する広大なものです。

政府は、元の生活に戻っていないのに次々と賠償を打ち切り、事故に区切りをつけようとしています。避難解除準備区域と居住制限区域の2018(平成30)年3月までの解除を目指しており、この数年のうちにいくつかの町村が帰還宣言を出すことになると思います。しかし、これらの区域を持つ地域にあった県立高校5校は、2018(平成30)年3月をもって一斉に休校に入ります。これでは若い人が戻れるはずもありませんから、帰還宣言が出されても復旧・復興の道筋は見通せません。

また、県内43の市町村から排出された除染廃棄物を集約する中間貯蔵施設の 建設が強行されている双葉町と大熊町では、このままでは町自体が消滅するので はないかと真剣に語られています。地権者から「原発を受け入れたら最後、地元 は全てを引受けざるを得ないことを思い知らされている」と悲痛な声が聞こます。

避難者の数は現在でも10万6000人にのぼります。鳥栖市と神崎市の両市 を合わせた人口を上回る驚くべき多くの人々が苛酷な避難生活を続けています。

その避難先では環境の激変などで、死亡者(震災関連死)が絶えることなく増加 し続けており、福島県だけで見ても、12月10日現在で1994人にものぼっ ています。原発事故が原因と認定された自殺者は74人も出ています。

4 この裁判の原告となって

現在、福島県には190万人が住んでいますが、自然放射線量を超える人工放射線にさらされている地域もあり、しかも、原則として山林の除染はしないため、 少なからぬ人々が放射能に対し、不安とストレスを抱えて暮らしています。

福島原発事故は、日本史上最大にして最悪の公害となって福島県民を苦しめています。事故の原因も分からず、収束もいつできるか分からないのに、再稼働に暴走するのは、「原発大事故 次も日本」と言わざるを得ません。しかも、福島原発事故を大きく上回る被害を招くことも考えに入れなければならないでしょう。

私は現在、原発事故の完全賠償を求めるいわき市民訴訟の原告団長をしています。原告1574名のうち18歳未満の子どもが256名もいることが、放射能問題の深刻さを示しています。私たちは、何よりも政府と東電に法的責任があることを認める判決を求めています。二度と大事故を繰り返させたくないからです。私は玄海原発の差し止めの請求は、福島県民の心からの願いを生かす道であると確信して原告に加わりました。

原発大事故は、日本のどこででも二度と繰り返してはならないものです。福島 原発事故の教訓を生かし、玄海原発の差し止めの判断を心から願い、意見陳述を 終わります。

以上